

令和8年5月1日

輸血を拒否される患者・家族のみなさまへ

共和病院長

輸血に関する共和病院の方針

1. 信念の尊重

宗教上の理由等により輸血を拒否する信念は、人格権を構成する信教の自由に基づく権利であることを理解し、尊重します。

2. 輸血の必要性について

もとより不必要な輸血はいたしません。しかしながら、生命を救うため輸血が必要である場合、その必要性と輸血を行わない場合の危険性等を充分ご説明いたします。

3. 同意が得られない場合の手続き

それでも輸血に同意いただけない場合は、「輸血謝絶と免責に関する証書」を提出していただきます。

4. 治療の継続について

あらかじめ輸血が避けられないと判断されるにもかかわらず、輸血の同意をいただけない場合、当院での治療はできません。

5. 未成年について

患者本人が18歳未満の場合、本人あるいはその保護者どちらか一方でも輸血に同意いただけない場合、当院での治療はできません。

6. 緊急時および救命時の対応

宗教的・信条的背景が不明な患者の大出血による救急搬入時、加害者の存在する事故等による出血、未成年者、意識のない場合などで、救命のため医学的に即座に輸血が必要であると医師によって判断されたときは、医師の良心に基づき、患者・家族のみなさまの同意が得られずとも輸血を行うことがあります。

以上